

日本シリアスゲーム研究会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この研究会は、日本シリアスゲーム研究会という。

(事務局)

第2条 当研究会は、事務局を北海道教育大学教職大学院内に置く。事務局の場所は会長がこれを定める。

第2章 目的と事業

(目的)

第3条 当研究会は、対象理解と問題解決の手法であるゲーミング・シミュレーションを主軸とし、特に、現実の社会的課題や社会問題の解決を目指すシリアスゲームの研究と実践を行う。また、当研究会は、日本シミュレーション&ゲーミング学会（JASAG）のシリアスゲーム研究部会と連携して研究・実践活動を行う。

(事業)

第4条 当研究会は、第3条の目的を達成するために、主に、以下の事業を行う。

- (1) 授業公開や授業研究会、研究成果の発表会等の開催を行う。
- (2) 研究成果の報告や公開をホームページや刊行物等で行う
- (3) 学会発表や学会論文の執筆等を行う。
- (4) 出前授業や講話等による社会貢献活動を行う。
- (5) 受託研究やその他研究会の目的を達成するための事業を行う。
- (6) 関連学会や研究・教育機関等との連携を図る。

第3章 会員・準会員

(種別)

第5条 当研究会の会員は、入会手続を行い、役員会で承認されることによって会員としての資格をもつ。会員は、役員選出権、予算に関する議決権を持つ。

(入会)

第6条 入会については、規定の申請書を事務局に提出することで承認される。「その他当会が認める者」の入会については、役員会議により入会に関する決定を行う。

(退会)

第7条 退会については、規定の退会届けを提出し、役員会で承認されることにより成立する。

(除名)

第8条 当会の信頼を失墜させる行為や目的に反する行為をした会員は、役員会議により審議した上で総会の議題とし、除名が認められた場合には、除名される。

第4章 役員及び事務局員

(役員の種別)

第9条 当研究会には、会長1名、副会長1名、幹事3名をおく。

(役員の選任)

第10条 会長、副会長、幹事については、会員の中から立候補もしくは互選により選出する。

(役員の職務)

第11条 会長は、当研究会を代表し、その運営業務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があった場合や会長が欠けた場合には、その職務を代行する。

3 幹事は、当研究会の活動に関わる庶務を行い、文書や書類、研究成果の保存と整理、会計等に従事し、また、会長や副会長の職務を補佐する。

(役員の任期)

第12条 会長、副会長、幹事の任期は2年を基準とする。再任はこれを認める。

(役員の補充)

第13条 役員に欠員が生じた場合には、速やかに補充を行う。

(顧問)

第14条 当研究会は、役員とは別に必要に応じて顧問を置くことができる。顧問は、当研究会の運営業務を監督し、必要に応じて助言を行う。顧問はその職務にある任期の期間とする。

(事務局員)

第15条 当研究会には事務局員を置くことができる。

2 事務局員の任免は役員会の承認を得て会長が行う。

3 事務局に必要な組織や運営に関して必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が別にこれを定める。

第5章 総会

(種別)

第16条 総会は通常総会と臨時総会の2種類とする。

(構成)

第17条 総会は会員をもって構成する。

(権能)

第18条 総会は、以下の事項について審議し決議する。

(1)規約の変更

(2)事業計画及び収支予算並びにその変更

(3)事業報告及び収支決算

(4)役員の選任・解任、会員の除名

(5)解散や合併

(6)その他運営に関する重要事項

(開催)

第19条 通常総会は、事業年度1回開催する。

2 臨時総会は役員会で必要とした時、または会員の1/3から書面をもって要望

があった時に速やかに開催する。

- 3 開催の召集は、会長が行う。
- 4 総会の議長は、会長が行う。
- 5 定足数は会員総数の 1/2（委任状を含む）とする。
- 6 議決は出席した会員（委任状を含む）の過半数でなされる。
- 7 議事録は、幹事が担当する。また、議事録は会員に公開する。

第 6 章 役員会

（構成）

第 20 条 役員会は、会長、副会長、幹事によって構成する。顧問は必要に応じて役員会に参加し発言や助言を行うことができるが、議決権を持たない。

（権能）

第 21 条 役員会は当研究会の組織、運営、事業、資金、規約等に関する基本方針を審議し策定する。

（開催等）

第 22 条 役員会の開催は、会長又は副会長が必要と認めた時、または、その他の役員から開催請求があった時に速やかに開催する。

第 23 条 役員会は会長が召集する。議長は会長が務める。

第 24 条 役員会の定足数は役員 2/3（委任状を含めて）の出席とするが、会長が必ず出席していなければならない。

第 25 条 役員会の議決は、役員の過半数をもって可決する。

第 26 条 役員会で議決された事項については、総会において報告もしくは議事として提示する。議事の事項は第 18 条のとおりである。

第 27 条 議事録は幹事がこれを担当する。会員に議事録は公開する。

第 7 章 会費・運営資金

第 28 条 当研究会は、会費を徴収しない。しかし、会の運営上資金を必要とする時には、会員並びに行事やワークショップ等への参加者から実費を徴収する。この他、当会の運営資金については、外部資金を獲得して、これに充てる。

- 2 外部資金の獲得や実費徴収については、会長が発案し、役員会の了承を経て行う。外部資金の獲得や実費の徴収については、役員会並びに会員が会長に対して提案することもできる。会計については、幹事がこれを担当する。

附則

本規約は、2015(平成 27)年 4 月 1 日から効力を発する。

当研究会は、秋大シリアスゲーム研究会（秋大 SG 研）の再組織化により発足している。よって、その資金を引き継ぐと共に、当面の活動資金とする。

日本シリアスゲーム研究会・役員会

会長	井門正美（北海道教育大学教職大学院教授）
副会長	渡部育子（秋田大学教育文化学部教授）
幹事	外池 智（ ” ）
幹事	和泉 浩（秋田大学教育文化学部准教授）
幹事	阿部修之（秋田大学大学院教育学研究科大学院生）